

1 支援体制の整備・充実

計画頁	項目	具体的施策	課名	令和4年度取組	令和5年度取組予定
1	P3	○ 総合的な支援を行う調整役の設置 犯罪被害者等の支援を総合的に行うため、県の総合的対応窓口と一体となって関係機関との調整を進める「支援コーディネーター」を、犯罪被害者等早期援助団体である「公益社団法人徳島被害者支援センター」に配置し、被害を受けた直後から被害者等の状況に応じた寄り添った支援を実施します。	消費者政策課	徳島被害者支援センターに「支援コーディネーター」を配置した。 ※配置基準：1名相当 ※センターの相談員から任命 ※支援コーディネーターの主な業務内容 ・犯罪被害者等からの相談対応、支援計画の検討・作成 ・県の総合的対応窓口と連携し、各関係機関との連絡調整 ・各専門的相談機関等への付添い・照会	引き続き、徳島被害者支援センターに「支援コーディネーター」を配置する。
2	P3	(1) 総合的な支援体制の確立 ○ 徳島県犯罪被害者支援連絡協議会による関係団体の連携強化 県内の犯罪被害者等支援を行う団体で構成される「徳島県犯罪被害者支援連絡協議会」の運用により、関係団体の現状報告や情報交換、担当者による実務研修などの実施により、担当者間の関係づくりに努め、支援を行う上での連携強化に繋がります。	県警犯罪被害者支援室・消費者政策課 (連絡協議会事務局)	6月27日に協議会総会を開催し、「特定少年に誘拐された被害者等への支援」について検討した。また、12月1日にはイオンモール徳島において被害者支援広報キャンペーンを実施した。	引き続き総会及びキャンペーンを実施するとともに、重大事案発生時を想定した訓練を実施する。
3	P3	○ 市町村の相談体制の強化 各市町村の総合的対応窓口に対し、犯罪被害者等支援施策に関する定期的な情報提供を行うとともに、相互連携を推進していくための情報交換会や担当職員への研修会を実施するなど連携強化に向けた取り組みを実施します。 また、県内全体で犯罪被害者等支援を進めるため、各市町村における条例制定などの取り組みを支援します。	消費者政策課・県警犯罪被害者支援室	(1)市町村条例制定促進会議の開催 (R4.5.30)：国や他県の動向、県条例・推進計画、那賀町犯罪被害者条例等について情報共有 (2)犯罪被害者等支援市町村等窓口担当者研修会の開催 (R5.2.17・徳島被害者支援センターへの委託事業)：被害者支援に関わる関係者による講演(講師：被害者支援センター・尾田正宏氏、徳島弁護士会・橋本正成氏、徳島県スクールカウンセラー・阿利孝子氏) (3)警察庁や関係機関からの情報を随時市町村へ提供。警察においても、条例制定に向け、適宜情報交換を実施。	(1)市町村条例制定促進会議の開催 引き続き、条例制定の意義、先進自治体の取組等に関して理解を深めるとともに、県内市町村の状況について共有を図る。 (2)市町村の担当者等を対象に、相談対応能力の向上及び関係機関の連携強化を目的とした研修会を開催(徳島被害者支援センターへの委託事業) (3)引き続き、情報提供や情報交換を実施

1 支援体制の整備・充実

計画頁	項目	具体的施策	課名	令和4年度の取組	令和5年度の取組予定
4	P4	○ 市町村, 県警察, 民間支援団体との相互連携の促進 市町村の総合的対応窓口や県警察, 犯罪被害者等早期援助団体である「公益社団法人徳島被害者支援センター」との情報交換会等を通して連携強化を行い, 必要な支援を途切れることなく受けられる体制づくりを行います。	消費者政策課・県警犯罪被害者支援室	県と県警察, 徳島被害者支援センターで, 随時情報共有を図り, 被害者支援の充実に努めた。また, 会議の開催や随時の情報提供により, 市町村との連携を強化した。 県警察は, 犯罪被害者等早期援助団体である徳島被害者支援センターに対し, 本年度(4月~1月), 2件の情報提供を実施。県も, 支援コーディネーターの配置により連携を強化した。	県, 県警察, 徳島被害者支援センターとの三者において, 引き続き連携を密にする。また, 市町村の窓口担当とも積極的に情報共有を図る。
5	P4	○ 重大な事案が発生した場合の緊急支援体制の整備 犯罪等により死傷者が多数に上る事案その他重大な事案が発生した場合に対応するため, 「徳島県犯罪被害者支援連絡協議会」や関係課が連携・協力して当該事案に対応する体制づくりを行います。	県警犯罪被害者支援室・消費者政策課(連絡協議会事務局)	日本DMORT(災害死亡者家族支援チーム)と「事件等発生時における被害者等の支援に関する協定」を締結した。	重大事案発生時を想定した訓練を実施する予定である。
6	P4	(1)総合的な支援体制の確立 ○ 他の地方公共団体等との支援に必要な情報共有 県内で発生した犯罪等により被害者となった県外に住所地を有する方に対して, 必要な支援を受けられるようにするため, 当該住所地の地方公共団体や早期援助団体等と支援に必要な情報共有が行えるよう, 実施方法の検討を行います。	消費者政策課・県警犯罪被害者支援室	・他県の被害者支援の総合的対応窓口, 支援の内容等について, 情報収集を行った。 ・県警察では, 県外の早期援助団体とは当該団体の都道府県警察を通じて必要な情報共有を行っている。	引き続き, 情報収集を行うとともに, 必要な情報共有を行うよう運用する。
7	P4	○ 警察職員による指定被害者支援要員制度の活用 対象事件発生直後から犯罪被害者に付き添い必要な情報提供等を行ったり, カウンセラー, 弁護士会, 犯罪被害者支援団体等を紹介します。	県警犯罪被害者支援室	精神的被害の大きい事件・事故の発生直後から各署の「被害者支援要員」が被害者等に付き添って, そのニーズに対応した支援活動を実施。本年度は162人の職員を指定し, 1月までの間に77件の事案において, 271回の支援を実施。支援の内容は, 事件の情報提供, 病院への付添い及び医療費一部の公費負担, 早期援助団体への情報提供, 弁護士の紹介, 裁判への付添いなど。	引き続き適切な運用に努める。

1 支援体制の整備・充実

計画頁	項目	具体的施策	課名	令和4年度の取組	令和5年度の取組予定
8	P5	○ 総合的対応窓口の設置 県の「総合的対応窓口」として、被害に遭われた方が早期に元の生活を取り戻すことができるよう犯罪被害者等早期援助団体である「公益社団法人徳島被害者支援センター」とともに被害者支援の核として関係機関との調整や必要な情報提供を行います。	消費者政策課	県消費者政策課内に設置している「総合的対応窓口」と徳島被害者支援センターに配置した支援コーディネーターとの連携体制を整えた。	支援コーディネーターと一体となり「総合的対応窓口」において、関係機関との調整や必要な情報提供を実施。
9	P5	○ 相談時の負担軽減 被害者等が各関係機関などで相談等を行う際に、被害について何度も話をするなど精神的負担の軽減を図るため、被害内容など相談機関で必要な事項を記載しておくことができるほか支援に関する情報をまとめた冊子を作成し、被害者等へ配布します。	消費者政策課	徳島被害者支援センター等と連携し、作成した被害者支援ノートを市町村等の関係機関へ配布した。 ※ノートの主な項目 困りごとや支援者のリスト、被害に遭ったときや事件・事故後の記録、相談窓口や支援制度	作成したノートの有効な活用方法など、研修会等の機会を通じて啓発を図る。
10	P5	(2) 相談及び情報の提供等 ○ 警察における相談体制の充実 ア 全国統一の相談専用電話「#9110」、 「性犯罪被害相談電話」等の相談窓口の設置により、相談体制の充実を図ります。	県警犯罪被害者支援室	全国統一の相談専用電話「#9110」や性犯罪被害に特化した相談電話「#8103（ハートさん）」は設置済みであり、令和元年から「#8103（ハートさん）」はフリーダイヤルとして運用している。	引き続き充実した運用に努める。
11	P5	イ 警察における相談体制の充実 性犯罪被害相談については、相談者の希望する性別の職員が対応し、また、勤務時間外においては当直等が対応した上で担当者に引き継ぐなど、適切な運用を行います。	県警犯罪被害者支援室	令和4年中における被害者支援の相談電話は73件、うち性犯罪被害相談電話の相談は29件で、適切な相談対応を行った。	引き続き適切な運用に努める。
12	P5	ウ 警察における相談体制の充実 支援の内容や窓口などに関する情報をホームページや啓発資材等を活用した様々な方法で周知を図るほか、わかりやすく情報提供するため、「被害者の手引」を犯罪被害者等に配付します。	県警犯罪被害者支援室	ホームページの見直しやデジタルサイネージを活用し、支援窓口や「#8103（ハートさん）」等相談電話の広報を行った。また、「被害者の手引」も見直しを行い、利用しやすいものとした。	広報啓発資料については必要なアップデートを行い、更なる周知を図る。
13	P6	エ 警察における相談体制の充実 犯罪被害者の心情に十分配慮して、被害回復、被害拡大防止等に関する情報提供、防犯指導、犯罪被害者からの警察に対する要望・相談の聴取を行うなど、地域警察官による犯罪被害者への訪問・連絡活動を効果的に推進します。	県警地域課	年度内の各種会議及び巡回指導時等に左記施策の指導等を行った。	前年同様指導教養等を実施する。

1 支援体制の整備・充実

計画頁	項目	具体的施策	課名	令和4年度の取組	令和5年度の取組予定
14	P6	<p>○ 警察における相談体制の充実 少年サポートセンターや警察署の少年係等、少年からの悩みごと・困りごとの相談を受け付けるための窓口において、関係機関への十分な引継ぎを含め、年少者である相談者の特性に十分配慮した対応をします。</p> <p>また、「ヤングテレホン」「いじめホットライン」等の各種相談電話の周知を図り、被害少年が相談しやすい環境の充実を図ります。</p>	県警少年女性安全対策課	<p>各署に少年サポートセンター勤務員を配置し、少年相談の受理体制を充実させているほか、警察本部においては、サンデー親子教室を開催し、公認心理士の資格を有する職員が、少年や保護者から悩みごと・困りごとの相談を受けて、親身になって対応を行うとともに関係機関と連携を図った。また、「いじめホットライン」「ヤングテレホン」や警察署の相談窓口等において、24時間体制で各種相談対応を行った。</p>	<p>○ 警察における相談体制の充実 警察本部および各署の少年サポートセンター勤務員や警察署の少年係等、少年からの悩みごと・困りごとの相談を受け付けるための窓口において、関係機関への十分な引継ぎを含め、年少者である相談者の特性に十分配慮した対応を行う。</p> <p>また、「ヤングテレホン」「いじめホットライン」等の各種相談電話の周知を図り、被害少年が相談しやすい環境の充実を図る。</p>
15	P6	(2) 相談及び情報の提供等	男女参画・人権課	<ul style="list-style-type: none"> ・24時間365日受付の電話相談、面接相談、付添い、情報提供等の支援 ・産婦人科医療・法律相談、カウンセリング等の公費負担による支援 ・性暴力被害者支援の一環として、全国共通短縮ダイヤル（#8891）の周知を図るため、県ホームページやラジオにより広報するとともに、街頭啓発やパネル展等で啓発資料を配布 ・相談件数 185件（R5.1月末時点） 	<ul style="list-style-type: none"> ・24時間365日受付の電話相談、面接相談、付添い、情報提供等の支援 ・産婦人科医療・法律相談、カウンセリング等の公費負担による支援 ・性暴力被害者支援の一環として、全国共通短縮ダイヤル（#8891）の周知を図るため、県ホームページやラジオにより広報するとともに、街頭啓発やパネル展等で啓発資料を配布
16	P6	<p>○ 配偶者等による暴力（DV）被害にかかる相談対応 こども女性相談センターにおいて、配偶者等による暴力（DV）被害に悩む方の法律やこころの悩みについて相談に応じるとともに、保護命令制度等の情報提供、助言や警察等への同行支援を行います。</p>	男女参画・人権課	<ul style="list-style-type: none"> ・配偶者等による暴力（DV）被害者等からの電話相談（24時間・365日体制）、面接相談、保護命令制度等の情報提供、弁護士による法律相談、こころの相談、助言、同行支援等を実施 ・DV被害対策として、「携帯用緊急通報装置」の無償貸与 ・DV及び性暴力被害者支援の一環として、全国共通短縮ダイヤル（#8008）の周知を図るため、県ホームページやラジオにより広報するとともに、街頭啓発やパネル展等で啓発資料を配布 ・相談件数 924件（R5.1月末時点） 	<ul style="list-style-type: none"> ・配偶者等による暴力（DV）被害者等からの電話相談（24時間・365日体制）、面接相談、保護命令制度等の情報提供、弁護士による法律相談、こころの相談、助言、同行支援等を実施 ・DV被害対策として、「携帯用緊急通報装置」の無償貸与 ・DV及び性暴力被害者支援の一環として、全国共通短縮ダイヤル（#8008）の周知を図るため、県ホームページやラジオにより広報するとともに、該当啓発やパネル展等で啓発資料を配布

1 支援体制の整備・充実

計画頁	項目	具体的施策	課名	令和4年度の取組	令和5年度の取組予定		
17	P6	(2) 相談及び情報の提供等		<p>○ 児童虐待にかかる相談対応 こども女性相談センターにおいて、児童虐待に関する相談・通告を、24時間365日受け付けます。また、関係機関との連携をより強化し、適切な対応・支援を行います。</p>	<p>こども未来 応援室</p>	<p>相談体制の強化のため、 ・24時間365日の受付体制確保のため、虐待対応協力員を配置 ・R5.2.1 SNS相談「親子のための相談LINE相談」を開始 関係機関との連携強化のため、 ・児童相談所と市町村合同での研修の実施 ・児童相談所、検察庁、警察の3者による連絡会議の開催 ・逮捕事案時における共同面接の実施 ・要保護児童対策地域協議会への支援 ・県児童虐待防止対策会議の開催 などを実施した。</p>	<p>・24時間365日の受付体制確保のため、虐待対応協力員を配置 ・SNS相談「親子のための相談LINE相談」を継続 児童相談所の体制強化のため、 児童相談所業務のデジタル化やオンライン協議体制の充実 関係機関との連携強化のため、 ・児童相談所と市町村合同での研修の実施 ・児童相談所、検察庁、警察の3者による連絡会議の開催 ・逮捕事案時における共同面接の実施 ・要保護児童対策地域協議会への支援 ・県児童虐待防止対策会議の開催 などを実施する。</p>
18	P6		<p>○ 学校における相談体制の充実 総合教育センターにおいて、犯罪被害を受けた児童生徒及びその保護者に対して適切な対応ができるよう、教職員に対する相談技法の研修講座の開設等必要な施策を行い、相談体制を充実します。</p>	<p>人権教育課 総合教育センター</p>	<p>総合教育センターにおいて、以下の研修の中で、教育相談に関する研修を行った。 ①フレッシュ研修Ⅰ ②通級による指導担当者研修会 ③特別支援学級担任者研修会 ④カウンセリング・ゼミナール</p>	<p>総合教育センターにおいて、以下の研修の中で、教育相談に関する研修を行う予定である。 ①フレッシュ研修Ⅰ ②通級による指導担当者研修会 ③特別支援学級担任者研修会 ④カウンセリング・ゼミナール</p>	
19	P7		<p>○ 消費生活相談にかかる対応 全国共通の消費者ホットライン「188」により、消費生活相談員が電話、面接により相談を受け、悪質商法や不当な取引行為による消費者被害への情報提供、助言等を行います。</p>	<p>消費者政策課</p>	<p>消費生活相談員が電話や面接、メール及びLINEにより消費生活に関する相談を受け、悪質商法や不当な取引行為による消費者被害への情報提供、助言等を行った。</p>	<p>引き続き、消費生活相談員が電話や面接、メール及びLINEによる消費生活相談を実施し、悪質商法や不当な取引行為による消費者被害への情報提供、助言等を行う。</p>	
20	P7		<p>○ 交通事故にかかる相談対応 交通事故相談所において、交通専門員が電話、面接により相談を受け、示談や損害賠償請求等に関する情報提供を行います。</p>	<p>消費者政策課</p>	<p>県庁に設置している交通事故相談所において、専門員が電話、面接により相談を受け、示談や損害賠償請求等に関する情報提供を行うとともに、交通事故防止に係る広報・啓発を行った。</p>	<p>引き続き、交通事故相談所において、専門員が電話、面接により相談を受け、示談や損害賠償請求等に関する情報提供を行うとともに、交通事故防止に係る広報・啓発を行う。</p>	
21	P7		<p>○ 人権にかかる相談対応 人権教育啓発推進センター「あいぼーと徳島」において、人権問題に対処するため弁護士及び人権擁護委員による面接や電話での相談に応じるとともに、弁護士によるインターネット上の人権侵害相談にも応じます。 また、必要な場合は適切な関係機関を紹介します。</p>	<p>男女参画・人権課</p>	<p>1月末時点で、弁護士による人権相談を15回、人権擁護委員による人権相談を20回実施した。</p>	<p>引き続き、弁護士および人権擁護委員による人権相談を実施する。</p>	

1 支援体制の整備・充実

計画頁	項目	具体的施策	課名	令和4年度の取組	令和5年度の取組予定	
22	P7	(2) 相談及び情報の提供等		「とくしま国際戦略センター」に多言語相談窓口を設置し、英語、中国語、ベトナム語の相談員を配置するとともに、21言語に対応した4者間電話通訳システムを導入し、外国人からの様々な生活相談に係る行政機関等と連携し、対応している。	引き続き、「とくしま国際戦略センター」に多言語相談窓口を設置する。	
23	P8		ダイバーシティ推進課	犯罪被害者等支援市町村等窓口担当者研修会を開催した。(R5.2.17開催・徳島被害者支援センターへの委託事業) ※会場：アスティとくしま ※参加者数：33名(市町村の総合的対応窓口担当者、徳島県被害者支援連絡協議会会員) ※研修内容：被害者支援に関わる関係者による講演 ※講師：被害者支援センター・尾田正宏氏、徳島弁護士会・橋本正成氏、徳島県スクールカウンセラー・阿利孝子氏	市町村や関係機関の担当者を対象に、相談対応能力の向上及び関係機関の連携強化を目的とした研修会を開催(徳島被害者支援センターへの委託事業)	
24	P8	(3) 犯罪被害者等の支援に係る人材の育成	消費者政策課	若手支援人材の養成 大学生などへのボランティア等の養成講習などにより、支援人材の養成を図ります。	「被害者支援を考え・学ぶ講座」を開催した。(R4.10.30開催・徳島被害者支援センターへの委託事業) ※会場：グランドパレス徳島 ※参加者数：18名(県内4大学学生) ※研修内容：被害者支援に関する講義・演習	大学生等を対象に、支援人材育成講座を開催(徳島被害者支援センターへの委託事業)
25	P8		消費者政策課	警察における職員研修の実施 採用及び昇任の際の教養のほか、捜査に従事する者を対象とした各種教養時に、犯罪被害者等支援の意義、再被害及び二次被害を防止するための配慮、犯罪被害者等支援団体との連携に関する教養を行います。	警察においては、警察学校において各種教養(採用時の教養(初任科)、昇任時の教養(巡査部長任用科、警部補任用科)、捜査に従事する者の教養(刑事任用科等))を行っているが、いずれの課程においても被害者支援の教養(授業)を行っている。	引き続き必要な職員研修を実施する。
26	P8		消費者政策課	コーディネーターとしての役割を果たせる民間支援員の養成への支援 犯罪被害者支援団体に対し、同団体が行う研修内容に対する助言や講師派遣等の協力を行います。また、犯罪被害者が必要とする支援についての相談や情報提供、適切な機関・団体への橋渡し等、犯罪被害者に対する支援全般を管理するコーディネーターとしての役割を果たせる民間支援員の育成を支援します。	徳島被害者支援センターが開催した「被害者支援を考え・学ぶ講座」に、講師を派遣するとともに資料(「被害者の手引」)の提供も行った。	引き続き犯罪被害者支援団体が行う研修等には積極的に協力を行う。

1 支援体制の整備・充実

計画頁	項目	具体的施策	課名	令和4年度の取組	令和5年度の取組予定
27	P9	(3) 犯罪被害者等の支援に係る人材の育成		児童相談所と市町村が合同で、義務研修に加え、特に重要なスキルである家族面接技術、ケースマネジメント技術等に特化した研修を実施し、児童相談所職員の複雑多様化する児童虐待等への対応スキルの向上につながった。 R4.12.2子ども家庭支援のための面接トレーニング32名 R5.2.6 家族理解ワークショップ26名	引き続き、児童相談所と市町村が合同で、義務研修に加え、家族面接技術やケースマネジメント技術など専門性強化研修を実施し、職員のスキルの向上につなげる。
28	P10		県警犯罪被害者支援室	徳島被害者支援センターの財政基盤の確立のため、機関誌や部内掲示版を活用し、寄付型自動販売機の設置及び賛助会員入会の依頼などを積極的に行った。また、支援に必要な情報共有も積極的に実施した。	引き続き積極的な財政的援助の充実に努めるとともに、必要な連携を行う。
29	P10		県警犯罪被害者支援室・消費者政策課	ホームページやチラシの見直しを行い、徳島被害者支援センターの活動を取り上げるなどして、広く県民に周知した。	引き続き活動の支援に努める。
30	P10	(4) 民間支援団体の活動の促進	県警犯罪被害者支援室	犯罪被害者等早期援助団体である徳島被害者支援センターに対し、2件の情報提供を行った。	引き続き早期援助団体の意義の周知に努め、積極的に情報提供を行うよう努める。
31	P10		県警犯罪被害者支援室	徳島被害者支援センターが開催した「被害者支援を考え・学ぶ講座」に、講師を派遣するとともに資料（「被害者の手引」）の提供も行った。【1-(3)26再掲】	引き続き犯罪被害者支援団体が行う研修等には積極的に協力を行う。【1-(3)26再掲】

1 支援体制の整備・充実

	計画頁	項目	具体的施策	課名	令和4年度の取組	令和5年度の取組予定
32	P13	(5) 個人情報の適切な管理	○ 犯罪被害者等早期援助団体等の民間の団体との連携・協力等【再掲】 犯罪被害者支援の過程における秘密が守られること等を犯罪被害者に十分に説明した上で、犯罪被害者の連絡先や相談内容等を犯罪被害者等早期援助団体に対し提供し、犯罪被害者の精神的負担の軽減に努めます。	県警犯罪被害者支援室	犯罪被害者等早期援助団体である徳島被害者支援センターに対し、2件の情報提供を行った。【1-(4)30再掲】	引き続き早期援助団体の意義の周知に努め、積極的に情報提供を行うよう努める。【1-(4)30再掲】
33	P13		○ 犯罪被害者等に関する情報の保護 民間支援団体に対して犯罪被害者等の個人情報の取扱いに十分留意するよう、周知徹底を図ります。	県警犯罪被害者支援室	徳島被害者支援センターに対しては、犯罪被害者等早期援助団体職員には法律上の守秘義務があること及びセンターの情報管理規程を厳守することを折に触れ指導した。また、標的型メール等ネット上でのセキュリティにも注意するよう指示を行った。	引き続き適宜指導を行う。
34	P13		○ 犯罪被害者等に関する個人情報の漏洩防止等 犯罪被害者等やその関係者の個人情報の重要性を認識し、個人情報を適切に管理します。また、関係機関・団体の支援従事者についても同様に適切に管理するよう周知徹底を図ります。	県警犯罪被害者支援室・消費者政策課等	個人情報の重要性を認識し、個人情報を適切に管理するよう自ら努めるとともに関係者に適宜指導した。	引き続き個人情報を適切に管理するよう努めるとともに関係者に適宜指導する。

2 直接的施策の充実

計画頁	項目	具体的施策	課名	令和4年度の取組	令和5年度の取組予定
35	P14	<p>○ 犯罪被害給付制度の周知、早期裁定 犯罪被害給付制度について、ホームページやチラシ等を活用して周知を図るとともに、給付制度の対象となり得る犯罪被害者等に対しては、給付制度に関する権利や手続について十分な情報提供を行います。 また、犯罪被害者等の経済的負担の軽減を少しでも早めるため、犯罪被害者給付金の早期裁定を目指します。</p>	県警犯罪被害者支援室	<p>犯罪被害給付制度に関するホームページや「被害者の手引」の記載事項を見直し、周知の徹底を図った。本年度は重傷病給付金2件、障害給付金1件の裁定を行った。また、給付制度の対象となり得る対象者には漏れなく制度の教示を行い、犯罪被害者週間等を利用し、制度についての周知も図った。</p>	<p>対象者には引き続き漏れの無い教示を行うとともに、申請を受けた際は早期の裁定に努める。</p>
36	P14	<p>○ 警察による公費支出制度（医療費、カウンセリング費用等）の周知 犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担を軽減するため、公費支出制度により、医療費、カウンセリング費用、ハウスクリーニングに要する費用等の一部を公費で負担します。また、制度の積極的な運用及びその周知を行います。</p>	県警犯罪被害者支援室	<p>本年度（4月～12月）は、12件、16万4千543円の医療費公費負担を実施した。カウンセリング費用については4件、1万5千520円の公費負担を実施した。ハウスクリーニング費用の公費負担は無かった。制度の見直しを行い、カウンセリング費用公費負担上限額の増額やハウスクリーニング費用の公費負担の上限額を撤廃した。</p>	<p>制度が充実した点などについて、まず部内の教養資料により部内に徹底を図るとともに、部外にも各種機会を利用して周知する。</p>
37	P14	<p>(1) 経済的負担の軽減 ○ 性暴力被害者に対する初期医療的処置の公費負担制度の周知 ア 性暴力被害者支援センター「よりそいの樹とくしま」に相談のあった性暴力被害者に対する緊急避妊処置料、性感染症検査費用の公費負担やカウンセリング、法律相談といった支援を行います。</p>	男女参画・人権課	<p>性暴力被害者に対する緊急避妊処置料、性感染症検査費用やカウンセリング、法律相談の公費負担等支援を行った。</p>	<p>引き続き、性暴力被害者に対する緊急避妊処置、性感染症検査費用やカウンセリング、法律相談の公費負担等支援を行う。</p>
38	P14	<p>○ 性暴力被害者に対する初期医療的処置の公費負担制度の周知 イ 警察に届出のあった性犯罪被害者の緊急避妊処置料等の費用を公費で負担します。</p>	県警犯罪被害者支援室	<p>本年度（4月～12月）は、性犯罪については、9件、14万2千815円の公費負担を実施した。</p>	<p>「被害者の手引」の記載を見直し、その周知を図る。</p>
39	P15	<p>○ 「犯罪被害遺児等」に対する支援 犯罪により、父母等が死亡又は著しい後遺症を存することとなった「犯罪被害遺児等」に対し、将来への夢や希望に寄り添うため、「応援金」制度を創設します。</p>	消費者政策課	<p>「徳島県犯罪被害遺児等未来応援金」を創設した。（R3年度） ＜制度の概要＞ ※基準日（1月1日）時点で県内に住所を有している18歳未満の犯罪被害遺児等 ※給付額 遺児等1人につき年額12万円</p>	<p>応援金により遺児等を支援するとともに、徳島県交通遺児育成会等と連携し、制度の周知に努める。</p>

2 直接的施策の充実

計画頁	項目	具体的施策	課名	令和4年度の取組	令和5年度の取組予定
40	P15		消費者政策課	徳島被害者支援センターへの委託により、法律相談をはじめとする専門的知識を要する相談にかかる費用を支援した。 ※原則1事案につき11,000円まで ※実績：18件（R5.2月末現在）	引き続き、徳島被害者支援センターへの委託により、法律相談をはじめとする専門的知識を要する相談にかかる費用を支援する。 ※原則1事案につき11,000円まで ※予算額：R4 330千円 → R5 440千円
41	P15		県警犯罪被害者支援室	損害賠償請求制度等の説明を記載した「被害者の手引」を配付し、その周知を図った。	引き続き「被害者の手引」の配布を徹底し、その周知を図る。
42	P15	(1) 経済的負担の軽減	県警犯罪被害者支援室・消費者政策課等	福祉・生活関連サービス等の説明を記載した「被害者の手引」を配付し、その周知を図った。	引き続き「被害者の手引」の配布を徹底し、その周知を図る。
43	P15		県警犯罪被害者支援室	支援金支給事業の対象となる事案が無かった。	支援金支給事業の対象となる事案が発生した際には、緊密に連携し、被害者の救済に努める。
44	P17	(2) 保健医療サービス及び福祉サービスの提供	県警犯罪被害者支援室	本年度（4月～12月）は被害者支援室において37件の相談に対応した。うち、面接で対応したのが5件であった。カウンセリング費用については4件、1万5千520円の公費負担を実施した。	引き続き「被害者の手引」の配布を徹底し、その周知を図る。
45	P17		男女参画・人権課	性暴力被害者に対する緊急避妊処置料、性感染症検査費用やカウンセリング、法律相談の公費負担等支援を行った。【2-(1)37再掲】	引き続き、性暴力被害者に対する緊急避妊処置、性感染症検査費用やカウンセリング、法律相談の公費負担等支援を行う。【2-(1)37再掲】

2 直接的施策の充実

計画頁	項目	具体的施策	課名	令和4年度の取組	令和5年度の取組予定	
46	P17	(2) 保健医療サービス及び福祉サービスの提供	○ 性暴力被害者に対する初期医療的処置の公費負担制度の周知【再掲】 イ 警察に届出のあった性犯罪被害者の緊急避妊処置料等の費用を公費で負担します。	県警犯罪被害者支援室	本年度（4月～12月）は、性犯罪については、9件、14万2千815円の公費負担を実施した。【2-(1)38再掲】	「被害者の手引」の記載を見直し、その周知を図る。【2-(1)38再掲】
47	P17		○ 配偶者等による暴力（DV）被害者等への対応 こども女性相談センターにおいて、配偶者等による暴力（DV）被害者等からの電話、面接による相談に応じるとともに、保護命令制度等の情報提供、助言を行います。	男女参画・人権課	・配偶者等による暴力（DV）被害者等からの電話相談（24時間・365日体制）、面接相談、保護命令制度等の情報提供、弁護士による法律相談、こころの相談、助言、同行支援等を実施 ・DV被害対策として、「携帯用緊急通報装置」の無償貸与	・配偶者等による暴力（DV）被害者等からの電話相談（24時間・365日体制）、面接相談、保護命令制度等の情報提供、弁護士による法律相談、こころの相談、助言、同行支援等を実施 ・DV被害対策として、「携帯用緊急通報装置」の無償貸与
48	P17		○ 児童虐待への対応 こども女性相談センターにおいて、保護者、児童の相談に応じるとともに、必要に応じてカウンセリングや児童の心のケアを行います。	こども未来応援室	・児童相談所と婦人相談所・配偶者暴力相談支援センターが同一組織・同一施設という利点を生かし連携強化を図った。 ・DVと児童虐待の特性・関連性に関する理解の促進を図る研修の実施した。	・児童相談所と婦人相談所・配偶者暴力相談支援センターが同一組織・同一施設という利点を生かし連携強化を図る。 ・DVと児童虐待の特性・関連性に関する理解の促進を図る研修の実施する。
49	P18		○ 学校におけるカウンセリング体制の充実 総合教育センターにおいて、児童生徒や保護者、教職員等からの相談に対応するとともに、必要に応じてスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを派遣します。	人権教育課 総合教育センター	・総合教育センターにおいて、幼児児童生徒、保護者、教職員等を対象に、相談（来所・電話・メール、ケース会議等）を実施した。 ・教育支援センター、学校からの要請によりスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを派遣する体制を構築した。	・総合教育センターにおいて、幼児児童生徒、保護者、教職員等を対象に、相談（来所・電話・メール、ケース会議等）を実施する。 ・令和5年度も引き続き、教育支援センター、学校からの要請によりスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを派遣する体制を整える。
50	P18		○ 福祉・生活関連サービス等に関する情報提供【再掲】 犯罪被害者等がおかれた状況に応じて利用することができる、生活福祉資金貸付制度や母子父子寡婦福祉資金貸付制度などの各種福祉サービスや支援制度の情報を提供します。	県警犯罪被害者支援室・消費者政策課等	福祉・生活関連サービス等の説明を記載した「被害者の手引」を配付し、その周知を図った。【2-(1)42再掲】	引き続き「被害者の手引」の配布を徹底し、その周知を図る。【2-(1)42再掲】
51	P19	(3) 安全の確保	○ 警察における再被害防止措置、保護対策の推進 ア 同一加害者によって再び危害を加えられるおそれのある犯罪被害者を再被害防止対象者に指定し、関係機関・団体と密接に連携を図りつつ、再被害防止の措置を推進します。	県警刑事企画課	事件主管課及び他県警と連携して、緊急通報装置の貸与、警戒措置を実施するなどして、再被害防止に努めている。	再被害防止対象者の意向に沿って、緊急通報装置の貸与、又は警戒措置を講ずるなどして、再被害防止の措置を推進します。

2 直接的施策の充実

計画頁	項目	具体的施策	課名	令和4年度の取組	令和5年度の取組予定
52	P19	○ 警察における再被害防止措置、保護対策の推進 イ 暴力団等による保護対象者に対する危害を未然に防止するため、暴力団等から危害を受けるおそれのある者を保護対象者として指定し、その者が危害を受けるおそれの程度に応じ、その危害を防止するための必要な措置を講ずるなど、最適な保護対策を推進します。	県警捜査第二課	暴力団等から被害を受けるおそれのある者を保護対象者として指定し、危害を防止するため、対象者の居住先等を管轄する警察署を中心に関係先の警戒に従事したほか、対象者に対する連絡体制を構築して対象者の保護に努めました。	前年度と同様に、対象者を認めた場合には適切な措置が講じられるよう対応します。
53	P19	○ 警察における再被害防止措置、保護対策の推進 ウ 必要に応じ緊急通報装置を貸与し、又は警戒措置を講ずるなどして、再被害防止の措置を推進します。	県警刑事企画課、捜査第二課	事件主管課と連携しつつ、再被害防止対象者の意向を尊重して再被害防止措置の延長を実施しており、関係機関及び他県警と連携して再被害防止の措置を図っている。保護対象者の居住先等に、緊急時110番通報が出来る緊急通報装置を設置して有事に備えるなどの対策を講じた。	同一加害者によって再び危害を加えられるおそれのある犯罪被害者を適時適切に再被害防止対象者に指定し、関係機関・団体と密接に連携を図りつつ、再被害防止の措置を推進します。保護対象者を認めた場合には適切な措置が講じられるよう対応します。
54	P19	(3) 安全の確保 ○ 再被害防止に向けた関係機関の連携の充実 ア 性暴力、配偶者等による暴力(DV)被害者、児童虐待の被害児童、ストーカー行為などの被害者等を保護し、再被害を防止するため、警察やこども女性相談センター等の関係機関が情報を共有し、連携して対応します。	県警少年女性安全対策課	令和4年11月、「女性に対する暴力をなくす運動」期間中に、女性保護協議会員などの参加を得て、各種相談窓口の周知等啓発活動を行った。また、年間を通し、人身安全関連事案について女性相談センター等関係機関と緊密に連携し、情報共有を図って被害者の再被害を防止した。	○ 再被害防止に向けた関係機関の連携の充実 性暴力、配偶者等による暴力(DV)被害者、児童虐待の被害児童、ストーカー行為などの被害者等を保護し、再被害を防止するため、警察やこども女性相談センター等の関係機関が情報を共有し、連携して対応する。
			男女参画・人権課	・配偶者からの暴力に関する相談機関等連絡会議を開催(R4.12)：DV被害者支援に関する情報交換、支援の協議等を行いそれぞれの支援機関での連携体制を強化 ・DV被害者支援ネットワーク研修会の開催(中央・南部・西部こども女性相談センターで圏域ごとに実施) ・徳島県DV相談・支援関係機関一覧の作成	・配偶者からの暴力に関する相談機関等連絡会議を開催：DV被害者支援に関する情報交換、支援の協議等を行いそれぞれの支援機関での連携体制を強化 ・DV被害者支援ネットワーク研修会の開催(中央・南部・西部こども女性相談センターで圏域ごとに実施) ・徳島県DV相談・支援関係機関一覧の作成
			こども未来支援室	・児童相談所と婦人相談所・配偶者暴力相談支援センターが同一組織・同一施設という利点を生かし連携強化を図った。 ・DVと児童虐待の特性・関連性に関する理解の促進を図る研修の実施した。	・児童相談所と婦人相談所・配偶者暴力相談支援センターが同一組織・同一施設という利点を生かし連携強化を図る。 ・DVと児童虐待の特性・関連性に関する理解の促進を図る研修の実施する。

2 直接的施策の充実

計画頁	項目	具体的施策	課名	令和4年度の取組	令和5年度の取組予定
55	P19	○ 再被害防止に向けた関係機関の連携の充実 イ 警察と学校等関係機関で必要に応じて相互の通報連絡を行い、加害者である児童生徒の再犯防止に努めます。	県警少年女性安全対策課	児童生徒の健全育成に資するため、児童生徒の非行や問題行動、犯罪被害の未然防止並びに安全確保について、警察と学校が緊密な連携して効果的な対応を行った。	○ 再被害防止に向けた関係機関の連携の充実 警察と学校等関係機関で必要に応じて相互の通報連絡を行い、加害者である児童生徒の再犯防止に努めます。
			こども未来応援室	必要に応じ、警察や学校等関係機関と連携し、加害者である児童の再発防止に向けた支援を実施した。	必要に応じ、警察や学校等関係機関と連携し、加害者である児童の再発防止に向けた支援を実施する。
56	P20	(3)安全の確保 ○ 一時保護の実施 配偶者等による暴力（DV）被害者や児童虐待による被害児童等について、安全確保の観点から、適切に一時保護を実施します。	県警少年女性安全対策課	被害者や被害児童の安全確保を最優先とし、一時避難に係る措置として5件の事案について公費負担を行った。保護対象者の拡充を図るために、公費負担に関する通達を改正して、児童虐待・高齢者虐待・障害者虐待の被害者等を追加した。また、警察が取り扱った児童虐待事案について、481人を児童相談所に通告した。	○ 一時保護の実施 配偶者等による暴力（DV）被害者や児童虐待による被害児童等について、安全確保の観点から、適切に一時保護を実施する。
			男女参画・人権課	配偶者等による暴力（DV）被害者等の一時保護を実施した。	引き続き、配偶者等による暴力（DV）被害者等の一時保護を実施する。
			こども未来応援室	・子どもの安全を確保することを最優先に、必要があれば「緊急一時保護」を行った。 ・状況に応じて警察に協力を要請し、適切な対応を行った。	・子どもの安全を確保することを最優先に、必要があれば「緊急一時保護」を行う。 ・状況に応じて警察に協力を要請し、適切な対応を行う。
57	P20	○ 児童虐待の防止、早期発見・早期対応のための体制整備 ア 地域において児童虐待の早期発見、早期対応を行えるよう体制整備を推進するとともに、幼稚園、保育所、認定こども園、放課後児童クラブ等の関係機関や児童委員などに対して児童虐待の早期発見、早期対応の呼びかけを行います。	こども未来応援室	・認定こども園等での監査の際に適時通告の徹底について指導を行った。 ・新任民生・児童委員研修会において、児童虐待に関する講義を実施した。	・引き続き、認定こども園等での監査の際に適時通告の徹底について指導を行う。
58	P20	○ 児童虐待の防止、早期発見・早期対応のための体制整備 イ 児童虐待の発見に資する教養の実施、児童虐待対応マニュアルの活用等により、職員の児童虐待に関する知識の向上を図るなどして、事案の早期発見に努めるとともに、児童の安全が疑われる事案については、警察職員が児童の安全を直接確認するなど、児童の安全の確認及び安全の確保を最優先とした児童虐待の未然防止の徹底を図ります。	こども未来応援室	・とくしま子どもの虐待防止ガイドブックの見直し・電子化の準備を進めた。 ・子どもの安全を確保することを最優先に、状況に応じて警察に協力を要請し、適切な対応を行った。	・とくしま子どもの虐待防止ガイドブックの見直し・電子化を実施し、市町村に周知を行う。 ・子どもの安全を確保することを最優先に、状況に応じて警察に協力を要請し、適切な対応を行う。

2 直接的施策の充実

計画頁	項目	具体的施策	課名	令和4年度の取組	令和5年度の取組予定	
59	P20	(3) 安全の確保	○ 犯罪被害者等に関する情報の保護 犯罪被害者の氏名の発表に当たっては、プライバシーの保護、発表することの公益性等の事情を総合的に勘案しつつ、個別具体的な案件ごとに適切な発表内容となるよう配慮します。	県警犯罪被害者支援室	性犯罪被害については所轄署も伏せるなどプライバシーの保護に留意しつつ広報を行うなど個別具体的な案件ごとに適切な発表内容となるよう配慮した。	犯罪被害者のプライバシーの保護と発表することの公益性等の事情を総合的に勘案しつつ、個別具体的な案件ごとに適切な広報を行う。
60	P20		○ 犯罪被害者等に関する個人情報の拡散防止等【再掲】 犯罪被害者等やその関係者の個人情報の重要性を認識し、個人情報を適切に管理します。また、関係機関・団体の支援従事者についても同様に適切に管理するよう注意喚起を行います。	県警犯罪被害者支援室・消費者政策課等	個人情報の重要性を認識し、個人情報を適切に管理するよう自ら努めるとともに関係者に適宜指導した。【1-(5)34再掲】	引き続き個人情報を適切に管理するよう努めるとともに関係者に適宜指導する。【1-(5)34再掲】
61	P20		○ 二次被害を防止するための関係機関での配慮 犯罪被害者等が個人としての尊厳を重んぜられ、配慮に欠ける言動等により二次被害を受けることがないよう、関係機関・団体の支援従事者に支援のあり方についての理解を促します。	県警犯罪被害者支援室・消費者政策課	関係機関・団体の支援従事者と共に支援に当たる機会などを捉えて、二次被害について話しあった。	二次被害に係る教養資料を作成し、周知を図る。
62	P22	(4) 居住の安定	○ 県営住宅への入居における特別の配慮等 犯罪被害者等への県営住宅の一時使用について、必要な措置を講じるとともに、住宅セーフティネット制度の周知を行います。	住宅課	犯罪被害者等が希望した場合には、県営住宅の一時使用を認めることとするとともに、住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録数拡大に努めるなど住宅セーフティネット制度の周知を行った。	引き続き、犯罪被害者等が希望した場合には県営住宅の一時使用を認めることとするとともに、住宅セーフティネット制度の周知を行う。
63	P22		○ 被害直後における居住場所の確保 犯罪被害者等が住宅での居住が困難な場合等に緊急避難場所を提供する制度の適切な運用に努めます。 また、自宅が犯罪行為の現場となった場合におけるハウスクリーニングに要する経費の公費負担を行います。	県警犯罪被害者支援室	本年度（4月～12月）はDVやストーカー事件などにおいて29件、14万4千450円の一時避難場所借料を支出した。ハウスクリーニング費用の公費負担は無かった。 犯罪被害者等の一時避難に係る宿泊費用等の公費負担の内規を策定し、DV、ストーカー等に限定せず、犯罪被害一般で必要な場合に一時避難に係る宿泊費用等の公費負担が可能となった。また、ハウスクリーニング費用の公費負担の上限額を撤廃した。	制度が充実した点などについて、まず教養資料により部内に徹底を図るとともに、部外にも各種機会を利用して周知する。

2 直接的施策の充実

	計画頁	項目	具体的施策	課名	令和4年度の実施	令和5年度の実施予定
64	P23	(5)雇用の安定	<p>○ 事業主等の理解の増進 県内の事業者、事業者団体に対し、犯罪被害者等への理解の促進と必要な配慮等について啓発を実施し、被害後の職場における二次被害の防止等を図ります。 また、「犯罪被害者等の被害回復のための休暇制度」について、国や関係機関と連携しながら制度周知に努めます。</p>	労働雇用戦略課	<p>「犯罪被害者等の被害回復のための休暇制度」について、県ホームページへの掲載を行うなど、国や関係機関と連携しながら制度周知に努めた。</p>	<p>令和5年度も引き続き、国や関係機関と連携しながら制度周知に努める。</p>
65	P23		<p>○ 求職者の就職支援 徳島県すだちくんハローワーク等において、国や関係機関と連携しながら、きめ細やかな職業相談・職業紹介に取り組みます。</p>	労働雇用戦略課	<p>「犯罪被害者等の被害回復のための休暇制度」について、県ホームページへの掲載を行うなど、国や関係機関と連携しながら制度周知に努めた。</p>	<p>令和5年度も引き続き、国や関係機関と連携しながら制度周知に努める。</p>

3 県民等への理解促進

計画頁	項目	具体的施策	課名	令和4年度の取組	令和5年度の取組予定
66	P24	○ 「徳島県犯罪被害者等支援条例」に関する啓発事業の実施 県民や事業者など広く条例に関する普及啓発や二次被害、再被害についての理解を深めていただくためのシンポジウムを開催します。	消費者政策課・県警犯罪被害者支援室	<ul style="list-style-type: none"> ・被害者遺族講演会 (R4. 6. 27) ※主催：県警・徳島被害者支援センター ※会場：徳島グランヴィリオホテル ※概要：殺人事件被害者遺族の思い講演（演題：遺族12年の思い～逃亡10年10月の罪を問う～／講師：堤敏氏） ※参加者数：約130名 <ul style="list-style-type: none"> ■ 「犯罪被害者週間」実施事業 (1) 「犯罪被害者週間講演会」の開催 (R4. 11. 30) ※主催：県・県警・徳島被害者支援センター ※会場：徳島グランヴィリオホテル ※概要： <ul style="list-style-type: none"> ①講演（演題：想いと願い／講師：渡邊達子氏・勇氏（京都アニメーション放火殺人事件被害者）） ②渡邊美希子さんの作品展示 ③犯罪被害者支援ポスターコンクールの優秀作品を展示 ※参加者数：約120名 (2) イオンモール徳島において「犯罪被害者支援広報・啓発キャンペーン」を実施 (R4. 12. 1) ※主催：徳島県犯罪被害者支援連絡協議会 (3) ハレルヤスイーツキッチン松茂本店に被害者支援コーナーを設置 ※主催：徳島被害者支援センター (4) 県庁県民ホールにおいて「犯罪被害者週間」啓発パネル展を実施 (R4. 11. 25～12. 2) ※主催：県 <ul style="list-style-type: none"> ・ 「徳島県犯罪被害者等支援条例」リーフレットの配布 ・ 県広報誌や県ホームページ等の広報媒体により、条例や施策、また、二次被害防止に関する普及啓発を実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、県・県警・徳島被害者支援センターが連携し、県民や支援関係者等を対象とした、二次被害の防止に資する講演会の開催や「犯罪被害者週間」における各種事業を実施する。
67	P24	○ 「犯罪被害者週間」にあわせた啓発事業の実施 犯罪被害者週間（11月25日から12月1日まで）におけるイベント等を通じて、関係機関・団体と連携して犯罪被害者等支援の啓発を行います。			
68	P24	(1) 県民等の理解の増進 ○ 犯罪被害者支援講演会の開催 犯罪被害者等の置かれている状況について、県民を対象とした理解を増進するための講演会を開催します。			
69	P25	○ 二次被害についての理解の増進 二次被害防止のため、犯罪被害者等に対して周囲がどのように接し、支えていくことができるのか、県民及び事業者に対して啓発を行います。			
70	P25	○ 様々な広報媒体を通じた犯罪被害者等支援施策に関する広報の実施 関係機関や犯罪被害者支援団体と連携の上、犯罪被害者等の置かれた状況やそれを踏まえた施策実施の重要性、犯罪被害者の援助を行う団体の意義・活動等について、様々な広報媒体を通じて広報するとともに、街頭キャンペーン等の広報啓発活動を推進します。			

3 県民等への理解促進

計画頁	項目	具体的施策	課名	令和4年度の取組	令和5年度の取組予定		
71	P24	(1) 県民等の理解の増進		○ 学校における犯罪被害者等の支援に関する教育の推進 学校において、生命の大切さに関する教育、加害者にならないための教育等を推進します。 また、犯罪被害者等の人権問題も含めた人権教育の取組を推進します。	人権教育課	・文部科学省による令和4年度「学校における生命（いのち）の安全教育推進事業」の委託を受け、阿南市教育委員会を再委託先とし、文部科学省作成の指導モデルの研究・開発に取り組んだ。 ・小・中学校人権教育主事研修会や養護教諭研修会において、文部科学省作成の「生命（いのち）の安全教育」教材についてHPで公開し、周知を実施した。 ・高等学校・特別支援学校人権教育主事研修会において、「生命（いのち）の安全教育」教材を周知した。	・文部科学省による令和5年度「学校における生命（いのち）の安全教育推進事業」の委託を受け、文部科学省作成の指導モデルの研究・開発に取り組む。 ・令和5年度より「生命（いのち）の安全教育」が小・中・高・特別支援学校で実施になることを受け、人権教育年間計画では個人人権課題（犯罪被害者等）への位置付けを依頼するとともに、人権教育主事研修会や養護教諭研修会において、「生命（いのち）の安全教育」教材をHPで公開し、周知する。
72	P25		○ 「命の大切さを学ぶ教室」の開催 関係機関と連携し、犯罪被害者等を講演者とする「命の大切さを学ぶ教室」を開催します。	県警犯罪被害者支援室	徳島被害者支援センターと共に10校、1,602名の中高校生等に対し、「命の大切さを学ぶ教室」を開催した。	引き続き年間10校程度は開催する。	
73	P25		○ 犯罪被害者等支援の大学生の理解増進 犯罪被害者等支援に係る社会参加活動についての大学生の理解を深めるため、大学等と連携し、大学生に対する犯罪被害者等支援に関する講義等を積極的に推進します。	消費者政策課	「被害者支援を考え・学ぶ講座」を開催した。（R4.10.30開催・徳島被害者支援センターへの委託事業） ※会場：グランドパレス徳島 ※参加者数：18名（県内4大学学生） ※研修内容：被害者支援に関する講義・演習	大学生等を対象に、支援人材育成講座を開催（徳島被害者支援センターへの委託事業）	
74	P25		○ 児童虐待防止のための広報・啓発の実施 毎年11月の「児童虐待防止推進月間」において、街頭啓発やパネル展示、啓発行事を実施するなど、児童虐待問題に対する深い関心と理解が得られるよう広報・啓発の取組を行います。	こども未来応援室	11月「児童虐待防止推進月間」において、 ・「あかちゃんが泣きやまない」動画の普及啓発カードの配布（市町村子育て包括支援センター・小児科・産婦人科等） ・ヤングケアラー支援に関する研修会 ・大型商業施設の外観のライトアップ ・啓発パネル展の実施 ・啓発チラシ・グッズの配布 ・市町村広報紙への記事掲載 などを実施し、集中的な広報・啓発活動を展開した。	引き続き、11月「児童虐待防止推進月間」において、 ・大型商業施設の外観のライトアップ ・啓発パネル展の実施 ・啓発チラシ・グッズの配布 ・市町村広報紙への記事掲載 などを実施し、集中的な広報・啓発活動を展開する。	
75	P25		○ インターネット上の誹謗中傷等への対応 犯罪被害者等がインターネット上の誹謗中傷等、問題のある書き込みによって二次被害を受けた場合は、関係機関と連携し、速やかに削除されるよう働きかけます。	県警生活環境課	インターネット上における誹謗中傷等の被害相談を受けた場合、関係機関（違法・有害情報相談センター等）の教示を行うとともに、被害者の処罰意思に基づき、事件捜査を実施する。	引き続き、関係機関の教示と、適切な事件捜査を行う。	